

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第3回本部員会議

次 第

日時 令和2年3月2日（月）

午後4時30分～

場所 別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況
- (2) 特別支援学校の臨時休校に関する県の対応
- (3) 各部局からの報告事項

3 議 題

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策方針（案）について

(件名)

新型コロナウイルス感染症の状況について

健康福祉部医療健康局

1 患者発生状況

(1) クルーズ船受入患者 14人受入のうち11人退院

(2) 県内発生患者 1名（静岡市在住者 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」下船者
2月28日判明）

2 PCR検査件数

145件（1/22から3/1まで）

3 帰国者・接触者相談センター相談受付件数

2,656件（2/10から2/27まで）

4 帰国者・接触者外来受診件数

47件（2/10から2/27まで）

5 クルーズ船下船者

28人（2/19、2/20、2/21に下船し、3/4、3/5、3/6まで健康観察）

6 帰国者・接触者外来設置状況

現状11医療機関 今後8医療機関追加予定

7 入院受入可能病床

現状46床（第二種感染症指定医療機関） 今後39床（一般医療機関）追加予定

令和 2 年 3 月 2 日

臨時休校要請への対応（県立特別支援学校）

県教育委員会

国からの臨時休校の要請について、県立特別支援学校について、次のとおり方針を決定した。

県立特別支援学校の対応方針

原則臨時休校とする。具体的な取扱いについては、文部科学省からの通知を踏まえて対応する。

- ・ 臨時休校の期間は、3月4日（水）から3月19日（木）までの12日間程度
- ・ 春季休業の期間は、3月20日（金）から4月5日（日）までの16日間程度

項目	対応	備考
卒業式 (卒園式)	必要最小限の人数に絞り、予定通り実施 (3月2日から19日までの間に実施)	改めて留意事項について周知
入学選考	感染予防を呼びかけ、予定通り実施	3月4日（水）本検査 受検者数等：5校・28人

幼児児童生徒の居場所の確保、保護者の対応の観点から、臨時休校中もやむを得ない場合は、学校で受け入れる。

項目	対応	備考
幼児児童生徒の居場所 (学校)	やむを得ず家庭や放課後等デイサービスで過ごすことが困難である場合、通学している特別支援学校において受け入れる。通常の授業に相当する時間を過ごすこととする。 感染のリスクが高いため、スクールバスの運行は停止する。給食の提供はしない。	健康福祉部福祉指導課、障害者政策課との連携（放課後デイサービスの時間の延長依頼等）

<参考>

県立特別支援学校幼児児童生徒数 4,952人

令和 2 年 3 月 2 日
 経済産業部商工業局商工金融課
 内線 2 5 2 5

(件名)

セーフティネット 4 号保証の指定
 (新型コロナウイルス感染症対応)

1 要旨

国は、全都道府県に対して、セーフティネット(SN)4号保証の地域指定の告示を本日から行った。県は、同日付で制度融資「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」にSN4号保証を加え、中小企業の資金繰りを支援していく。

2 制度内容

資金名	経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)	
区分	現行(2/12~)	SN4号保証告示後(3/2~6/1)
保証制度 (貸倒れ時の負担割合)	普通保証 〔保証協会 80% 金融機関 20%〕	SN4号保証 〔保証協会 100%〕
要件	○売上高減少要件 新型コロナウイルス感染症により、 <u>直近1か月間</u> の売上高が前年同月比 <u>10%以上減少</u> し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比 <u>10%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者	○売上高減少要件 新型コロナウイルス感染症により、 <u>直近1か月間</u> の売上高が前年同月比 <u>20%以上減少</u> し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比 <u>20%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者
融資限度額	5,000 万円	同左
融資期間	10 年	同左
基準金利	2.07%	<u>1.97%</u>
利子補給率	0.47%	同左
融資利率	1.60%	<u>1.50%</u>
保証料率	0.28~1.20%	<u>0.60%</u>
融資枠	経済変動対策貸付 100 億円の内枠	同左

※SN4号保証の信用保証枠は、普通保証とは別枠で2.8億円が設定される。

保証限度額：普通保証	無担保 8 千万円	有担保 2 億円	} 5.6 億円
SN4号保証	無担保 8 千万円	有担保 2 億円	

静岡県新型コロナウイルス感染症拡大防止 対策方針（案）

令和2年3月2日

2月28日、本県においても新型コロナウイルスの感染者が確認された。新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策が講じられてきたが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握される状態になった。

この時期は、感染の流行を早期に終息させるための対策を講じるとともに、今後の国内患者数の大幅増に備えた医療提供体制などの準備期間である。

県民への感染拡大を防ぎ、健康被害や生活への影響を最小限に抑えることを目的として、以下の対策を講じる。

1 県民・企業・地域等に対する情報提供

- (1) 県民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等を正確に情報提供する。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の一般感染対策を徹底する。
 - ・ 発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等を呼びかける。
 - ・ 感染が疑われる方は「帰国者・接触者相談センター」に相談することを周知する。
 - ・ 一般的な相談については、疾病対策課及び保健所に設置した相談ダイヤルで対応することを周知する。
 - ・ 感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等を呼びかける。
- (2) 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を呼びかける。

- (3) イベント等の開催について、3月前半の2週間は、感染拡大防止のため重要な時期であることから、イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する。

2 県内での感染状況の把握（検査体制の強化）

- ・感染症法に基づく医師の届出による擬似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ・クルーズ船下船者に対する健康観察を適切に行う。
- ・県、政令市の地方衛生研究所のほか、医療機関や民間の検査機関における検査機能の向上を図る。

<今後の対応>

県内で患者数が大幅に増加し、全件PCR検査を実施すると重症者に対する検査に支障が出るおそれがあると判断される場合は、重症化防止の観点から、入院を要する肺炎患者等の診断・治療に要する検査を優先する。

3 感染拡大防止策

- ・医師の届出等で、患者確定例を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。
- ・高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ・公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

4 医療提供体制（相談センター、外来、入院）

- ・新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターにおいて、24時間対応を行う。
- ・感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療

機関を受診することは、かえって感染リスクを高めることから、まずは帰国者・接触者相談センターに連絡いただくこと、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターを通じ帰国者・接触者外来へ誘導することを周知徹底する。

- ・ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、擬似症患者として感染症法に基づく届出とPCR検査を実施する。
必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ・ 今後の患者数の増加等を見据え、帰国者・接触者外来の拡大や入院病床の確保を進める。
- ・ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行う。
- ・ 院内感染対策の更なる徹底を図る。

<今後の対応>

【外来診療】

県内で患者数が大幅に増加し、帰国者・接触者外来での患者への医療提供に支障をきたすと判断した場合には、今後、以下の事項について進める。

- ・ 外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる。
- ・ 関係機関と協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を設定する。
- ・ 風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で受診すること、高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭に、より早期・適切な診療につなげる。
- ・ 医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。

【入院治療】

県内で患者数が大幅に増加し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断した場合には、以下

の事項について進める。

- ・患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や県内の医療機関の役割分担（例：集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な医療の提供体制を整備する。
- ・医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。（再掲）
- ・高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

【患者搬送】

- ・市町、医療機関、消防機関等の関係者と協議を行い、重症患者が発生した場合の民間救急サービスや自衛隊への協力依頼を含めた搬送体制を構築する。

5 その他

- ・患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ・「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）を踏まえた対策を推進する。

6 今後の進め方

- ・今後、国基本方針等に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細が示されることから、県においては、国の通知を踏まえて、対策を実施していく。
- ・なお、対策の推進に当たっては、市町や関係団体の意見をよく伺いながら進めることとする。
- ・市町や関係団体の意見を踏まえ、国に対して積極的に提案・要望を行っていく。

◎速報！大臣会見（梶山弘志経産相）

20/02/28 10:26 NG66

初めに1点。新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける中小企業の資金繰り支援として、3月2日、全ての都道府県をセーフティネット保証4号の対象地域に指定する。これにより、売上高が前年同月と比べて20%以上減少する事業者は、通常と別枠で借入債務100%の保証を受けることが可能となる。

また、緊急調査を進めているセーフティネット保証5号については、来週にも旅行業や旅館、ホテル業などの業種を決定、公表し、事業者からの相談の受け付けを始める。

これらの支援策の情報については、全国のみなさまにわかりやすく伝え、しっかり利用していただくことが大切だ。本日、各支援策のパンフレットを経産省ホームページで公表する。さらに、中小団体の経営指導員による個別相談等も進め、きめ細やかな情報提供を行う。

◇

Q、IAEA（国際原子力機関）のグロッシ事務局長が東京電力福島第1原発を視察し、大臣とも会談した。事務局長は、処理水の海洋放出に一定の理解を示したが、大臣の受け止めと、処分方針と判断時期について。

A、昨日、IAEAのグロッシ事務局長とお会いした。事務局長からは、報告書の中で最終的に提言された2案は、これまでの国際的な慣行と合致するものであり、安心しているとのこと発言があった。

ALPS（多核種除去設備）処理水の取り扱いについては、スケジュールありきではなく、地元をはじめとした関係者のご意見をうかがった上で結論を出していくが、IAEAの協力を得つつ、検討を進めていきたいと思うし、IAEAの方からも協力の申し出があったということでもある。

Q、きのう、宮城県の村井（嘉浩）知事に電話で、東北電力女川原発の再稼働について、地元同意の要請をしたと聞いている。原子力規制委員会で合格した次の日というタイミングについての理由は、地元の返事をいつまでにほしいと思っているのか。

A、ご指摘のように、2月26日、原子力規制委員会から設置変更許可を受けた女川原発2号基については、その判断を尊重して、地元の理解を得ながら再稼働を進めていくというのが政府の方針だ。昨日、2月27日に宮城県の村井知事、女川町の須田（善明）町長、石巻市の亀山（紘）市長に私の方から電話して、この考え方をお伝えした。

原子力規制委員会から（判断が）出たとき、大臣から直接の電話というのはこれまでもしているところだ。3月2日に高橋（泰三）資源エネルギー庁長官と、覚道（崇文）資源エネルギー政策統括調整官を現地に派遣して、私が電話でお話したようなこと、さらに具体的にこの方針について説明させる予定だ。（了）

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。

Copyright JJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.



令和2年3月2日

【照会先】

雇用環境・均等局 職業生活両立課

課長：尾田 進

課長補佐：東江 赳欣

(代表) 03-5253-1111(内線7860)

(直通) 03-3595-3274

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について

今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設ける予定です。

その概要は、別紙のとおりです。さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【公表資料】

○小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇に対する助成（新たな助成金）

・・・別紙

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

● 事業主

①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。

※ 年次有給休暇の場合と同様

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

● 支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業ともに同様。

● 適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

🔍 サイト内検索

検索

検索の仕方

[ホーム](#) > [組織別情報](#) > [経済産業部](#) > [新型コロナウイルスに関する県内中小企業等相談窓口](#)

更新日: 令和2年2月14日

新型コロナウイルスに関する中小企業等相談窓口

県は、今般の新型コロナウイルスの流行により、事業活動に影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業等を支援するため、相談窓口を設置しています。

○資金繰りに関する相談

相談窓口: 経済産業部商工業局商工金融課

住所: 静岡市葵区追手町9-6東館7階

電話相談: 054-221-2525

[経済変動対策貸付\(新型コロナウイルス感染症対応枠\)に関する情報](#)

○経営に関する相談

相談窓口: 経済産業部商工業局経営支援課

住所: 静岡市葵区追手町9-6東館7階

電話相談: 054-221-2806

○雇用に関する相談

相談窓口: 経済産業部就業支援局労働雇用政策課

住所: 静岡市葵区追手町9-6東館7階

電話相談: 054-221-2825

各窓口の相談時間は平日8時30分～17時15分、土日・祝日の相談は行っていません。

なお、関東経済産業局、県内各商工会議所及び商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、日本政策金融公庫、商工中金、静岡県信用保証協会においても、同様の相談を実施しております。詳細は中小企業庁ホームページ等をご覧ください。⇒<https://www.mcti.go.jp/press/2019/01/20200129007/20200129007.html>(外部サイトへリンク)

お問い合わせ

経済産業部政策管理局産業政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号:054-221-2635

ファックス番号:054-221-3217

メール:sangyo-scisaku@pref.shizuoka.lg.jp

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話番号(県庁案内):054-221-2455

Copyright © Shizuoka Prefecture. All Rights Reserved.